

京都府優良住宅宿泊施設認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例（平成30年京都府条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、「京都府優良住宅宿泊施設認証制度」（以下「認証制度」という。）を実施するために必要な事項を定め、優良な住宅宿泊事業施設を認証することにより、地域住民や宿泊者の安心・安全の確保を図るとともに、地域交流人口の拡大につながる住宅宿泊事業の増加を促し、観光産業を振興することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に定めるほか、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

- (1) 認証施設 認証制度に基づき、認証を受けた届出住宅をいう。
- (2) 認証事業者 認証施設を営む事業者をいう。

(責務)

第3条 住宅宿泊事業者は、認証を受けるに当たっては、地域住民や宿泊者の安心・安全の確保を図りつつ、多様な観光客を受け入れる環境を整え、地域との交流を図りながら宿泊することができる施設として観光客をあたたくもてなすよう努めるものとする。

(対象施設)

第4条 京都府内（京都市を除く。）における届出住宅を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本制度の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設であると認められるとき。
- (2) 役員等(個人事業者である場合はその者を、法人である場合はその役員及び事業所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(認証の基準等)

第5条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている場合に認証するものとする。

- (1) 条例第4条、第5条及び京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例及び同施行規則に係る運用要領（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）1、2で住宅宿泊事業者等が講じるべきとしている基準に掲げる全ての措置を講じていること。
- (2) 条例第7条各号及び京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例施行規則第3条から第6条に規定する努力義務を全て満たしていること。
- (3) 住宅宿泊事業を営む施設を対象とした損害賠償保険等に加入すること。
- (4) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。
 - ア 法第11条に定める委託義務のない住宅宿泊事業者が住宅管理事業者へ委託することにより良好な管理運営を行っていること
 - イ 外国人旅行者や高齢者、障害者等へ配慮した施設運営を行っていること
 - ウ 地域と共存及び共栄するための取組を行っていること

(認証の申請等)

第6条 住宅宿泊事業者は、認証を受けようとする届出住宅ごとに京都府優良住宅宿泊施設認証申請書（別記第1号様式）に必要な関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認証の決定)

- 第7条 知事は、前条による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めた場合は、当該届出住宅に対し認証を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項に修正を加えて認証を決定することができる。
 - 3 知事は、認証をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、当該住宅宿泊事業者に通知するものとする。

(認証の有効期間及び更新)

- 第8条 認証の有効期間は、認証を受けた日から2年に到達する日の前月末日とする。
- 2 認証事業者は、認証施設が第5条各号の基準を満たしている状況にあつて、引き続き認証を受けようとする場合においては、認証の有効期間満了日の2月前から満了日までの間に京都府優良住宅宿泊施設認証更新申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 前条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

(認証の抹消)

第9条 認証事業者は、当該認証施設が第5条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなった場合は、認証施設抹消届（別記第3号様式）を速やかに知事に届け出なければならない。住宅宿泊事業の廃止を届け出たときも同様とする。

2 知事は、認証施設が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他の不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。
- (2) 認証施設が第5条各号に掲げる認証の基準を満たさなくなったことが判明し、改善を求めてもなお改善されないとき。
- (3) 法に規定する住宅宿泊事業としての営業が実質上継続されなくなったとき。
- (4) 前項の規定による届出があったとき。

(認証の事実の明示)

第10条 認証事業者は、認証を受けた事実について、当該認証施設の出入口付近の見やすい所に掲出することにより明示しなければならない。

(認証施設の公表)

第11条 知事は、次の各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 認証施設の所在地及び連絡先
- (2) 認証施設の写真

(状況報告)

第12条 知事は、当該認証制度の適正を期するため必要があるときは、認証事業者に対し、第5条各号に掲げる認証基準の措置状況について、報告させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。